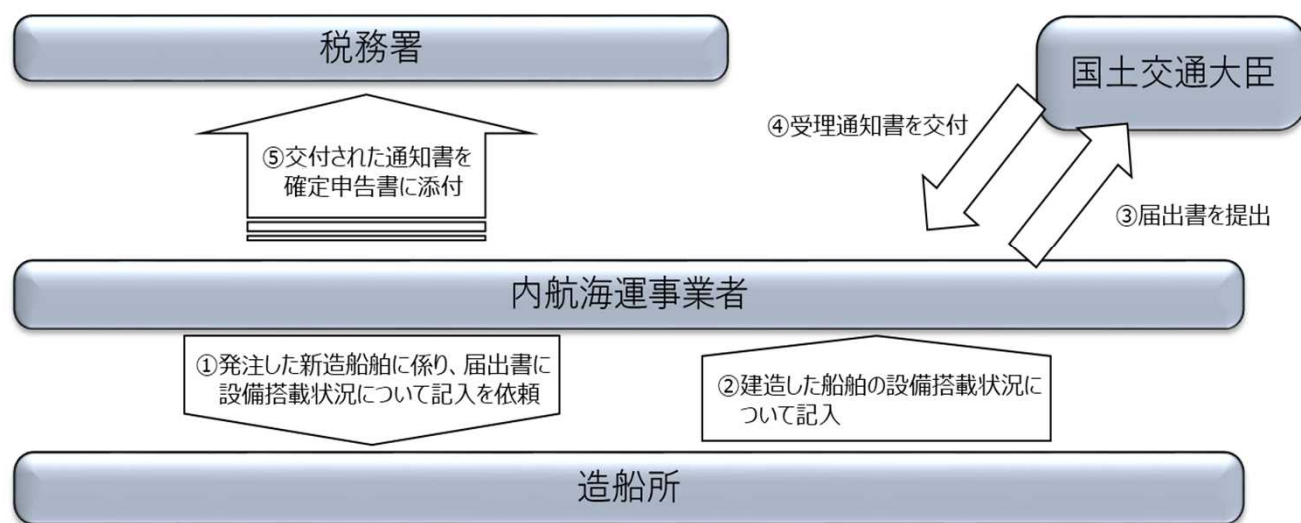


# 中小企業投資促進税制の 対象資産に関する届出について

対象資産について、総トン数500トン以上の船舶にあつては、**環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出たものに限定**

※当該資産について、適用を受ける場合には、同適用を受ける事業年度の確定申告書に、国土交通大臣の上記届出があつた旨を証する書類を添付する。

【届出の流れイメージ】



<お問い合わせ先>

国土交通省

海事局内航課

TEL:03-5253-8627

**適用期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）**